

仮名貞観政要における再読文字の和訳状況

他の仮名書き資料と比較して

加藤 浩 司

序、本稿の目的

本稿は次の点について調査・考察する。「仮名貞観政要」(注一)において原典に再読文字(当・応・将・未・須・宜・猶・令・使等)が存在する場合、それをどのように和訳しているか。その結果を同時代の他の仮名書き資料と比較するとどのような共通点・相違点があるか。その共通点・相違点から見て、「仮名貞観政要」が仮名書き資料として、ひいては国語資料として、どのような性格・特徴を有していると考えられるか。以上である。

一、漢文訓読史上の再読文字の訓法の変遷について

漢文訓読史上の再読文字の訓法の変遷については、小林芳規氏が「漢文訓読史上の一問題 再読字の成立について」、『国語学』第一六輯、昭和二九(一九五四年三月)において次のように調査・考察

している。以下、同論文の内容を一節ごとに分けて要約する。なお、要約中、平安初期は九世紀まで、中期は十世紀以後を指す。

一、平安初期における「当」字の訓法は、直ちにベシと助動詞に訓むか、副詞マサニ(稀にマサニハ)と訓んで、結びをム・ムトス・ベシ・命令の形または平叙とするか、であり、常に一度訓まれるのみで、後世のように固定した二訓をもつて訓まれることはないようである。平安時代中期以降になると、同時に副詞の訓マサニと辞の訓ベシとの二訓が表記される例が見え、その例は時代が下るとともに多くなる。院政期までは一度しか訓まれない訓法も見えるが、鎌倉時代以後には、一二の例を除いて、そのほとんどが二訓表記となっている。

二、「将」字と「未」字の訓法も「当」字と同様の傾向を持つ。平安初期は直ちに辞の訓に訓むか、副詞の訓に訓んで補読語を持つかのどちらか。平安中期以後は再読の例が見えはじめ次第に多くなって来る。「須」字については用例が少ないが同様のよう

あり、初期は直ちに助動詞ベシに訓むか副詞スベカラクに訓ずるかどちらか。中期以後になると副詞スベカラクと訓み補読語ベシを取る例や再読する例が見える。「宜」字については院政期に再読例が見え、同傾向を持つものであつたらうとは思われるが、それ以前の用例が十分でなく、特に平安初期の用例が見えないので論及できない。

三、「心」字は平安初期から室町期まで全く再読されず、直ちに辞の訓ベシに当てる例のみで副詞の訓を全く見ない。室町期までは再読文字ではなかつたのである。「猶」字は単にゴトシと訓まれ、ナホ（シ）ノ（またはガ）ゴトシと再読されたり、「如」字の前に位置して副詞のナホ（シ）と訓じられたりと、訓法が一定しない。ただし副詞ナホシと訓じたうえでゴトシを補読する例は全く見られない。

四、再読文字として訓ぜられるようになるためには、平安初期の訓においてその字が辞の訓（助動詞訓）を持ち、かつ、同じ字が別に詞の訓（副詞訓）をも持ちそれに呼応する補読語が辞の訓と同一の語でなければならぬ、と言える。また、漢字一字を二度に訓むことが行なわれるようになったのは平安時代中期以後、再読は時代が下るほど多くなる、再読が行なわれる頃より直ちに辞の訓（助動詞訓）に訓むことがほとんど見られなくなった、平安初期の訓において、辞の訓のみで、他に副詞の訓を有しないものは後世再読されない、

といったことが判明する。平安時代中期以後中国との交通が絶え漢文に対する実力が低下し音読が衰退したことに伴い、平安時代初期に見られた個々の文脈に応じた個性的訓読が亡びて同一文字に同一の訓を固定して訓じようとする形式的訓読が生じた。その結果、漢字の訓として不安定に感じられたのか、辞の訓は多く詞の訓へと読み替えられるようになり、その傾向に応じて再読文字となる文字についても辞の訓から詞の訓への読み替えが生じた。しかしその時点では既に古い辞の訓が結びの補読語として詞の訓である副詞訓と呼応関係に立つようになっており、やがてその呼応関係に立つ補読語も当該漢字の訓の一部と考えられるようになり、当該漢字の訓として再読形式（「マサニベシ」等）が固定し再読文字化した、と推定できる。

五、使役の「令」字、「使」字などは平安初期には直ちに助動詞シムと訓むか、シテと訓じてシムを補読するかであり、下の体言にはユ・ニ・シテなどの三様の補読語を付した。しかし後世になると下の体言は一樣にユシテの補読になる。平安中期以後室町期までの用法を見ると、概して仏家点ではユシテを下の体言に補読してシムのみを訓を当てるのに対し、博士家点ではユシテシムと再読する。（他の特殊な再読文字については要約を省略）（六節は先行の説との関係と再読訓の和文への影響、七節は過去の漢文資料の訓み下し方法への応用について述べているが、要

約省略)

この小林氏の論は前年秋の国語学会で発表されたものの活字化であるが、この発表に対し、鈴木一男氏は「返読字の成立について」(『奈良学芸大学紀要』三の三、昭和二九(一九五四年)三月、後に同氏著『初期点本論攷』昭和五四(一九七九)桜楓社刊に第九章として所収)において特に再読という現象の成立理由について考察し、次のように推定した。

以上考察した如く返読字(再読文字を指す、加藤補)の成立は虚字の連文(鈴木氏は「応当」「当宜」「当須」「宜応」「宜須」「応須」「宜可」「応可」「将欲」等およびその逆の文字連続のいくつかを示している、加藤補)を逐字的に訓じた結果、語としての呼応関係が成立したものをその虚字の単字に同じ訓み方をあてることによって返読字が成立したのであって、表記の面では最初は補読の形式をとったものが小林氏の言の如く虚字訓の実字訓への移向傾向^スにつれて同一文字の二回読みという特殊様式を成立させたものである。(鈴木氏著書一七四頁)

これは小林氏の論でやや曖昧であった副詞訓と(辞の訓と同一の)補読語との呼応関係成立の要因をより具体的な形で推定したものと見えよう。

また鈴木氏は「当」字のマサニという副詞訓に比べて「須」のスベカラク、「宜」のヨロシクといった副詞訓が平安初期には見られず、その成立のやや遅れたであろうことをも推定している。大坪併治氏

は『平安時代における訓点語の文法』(昭和五六(一九八二年)風間書房刊)の「第六章副詞第三節當然に用いられるもの」において、「小川本願經四分律初期点甲点」および「石山寺藏大智度論天安点卷二」、「高山寺藏弥勒上生経寶初期点朱点」、「石山寺藏瑜伽師地論初期点卷二二」より「当」字の再読の用例を挙げ、章末の「(注三)」において

いづれも初期の資料に属し、「當」を再読し、これを併記した例として注目すべきものである。もし、「成立」が「広く行はれるやうになつた状態」を意味するならば、再読字の成立は、確かに中期に入つてからのこととしなければならないが、そこに到る準備の段階は、すでに初期に始まつていたのであつて、散発的ながら、若干の用例は初期前半から見え始めるのである(同書二八九頁)

と指摘している(注二)。「当」字の再読が既に平安初期から始まつていた可能性もあり、鈴木氏の指摘と合わせて、「当」字の再読成立は他の文字よりやや早かつたことも考えられる。

なお村上雅孝氏は「平安時代の漢籍訓読語の二性格 再読字を中心として」(『国語学』第六四輯、昭和四二(一九六六年)三月)において平安時代中期(院政期の漢籍訓点資料について調査し、再読例と、単に副詞に訓み種々の助動詞を補読する例、および単に助動詞に訓む例が混在する、という、小林氏前掲論文の指摘した平安中期(院政期の訓読状況とほぼ同様の結果を報告している。ただし、

「未」字については

これも他の再読字と同じ傾向を持つが、中期以後は「イマダ」と訓じた例が少なく、「ズ」だけの表記が多いということである。とし、小林氏が「実際にはイマダを訓んだが表記しなかった（前掲小林論文）」のであつたらうとすることに對し、

「イマダ」の訓が見られないこと、且つ又、例 のように、打消の助動詞だけを補読しているところから、これらの資料においては、再読はされなかつたとも思われるのである。従つて、少なくとも平安時代の漢籍資料においては、再読は一般的なものではなく、単に、「ズ（ジ）」と訓んだものではないかという推測も、あるいは、可能なものではあるまいか。とされ、平安中期～院政期における「未」字の再読の成立（一般化）については保留している。

以上、小林氏の論を中心に諸家の論するところから、平安時代から室町時代までの再読文字の訓法については、

1 「当」「将」「未」「須」

「当」字の若干例を除けば、平安初期は再読せず、一度しか訓じない。

疑問の残る「未」字を除けば、平安中期より再読する用例が多く見られるようになる。

院政期までは一度しか訓じない用法も見られる。鎌倉時代以降はほとんどが再読となる。

2 「宜」

平安初期の用例がなく不明な点もあるが、「当」字等と同傾向か。

3 「応」

平安初期から室町期まで一切再読されず、助動詞ベシと訓ずる。

4 「猶」

再読されることもあるが単に副詞ナホ（シ）または助動詞ゴトシと訓じられることもあり一定しない。

5 「令」「使」「遣」

平安初期は助動詞シムと訓ずるか、シテと訓じてシムは補読する。平安中期以後は仏家点ではヨシテを補読するのに対して博士家点ではヨシテシムと再読する。

というようにまとめることができよう。

二、調査・考察の対象資料と調査の手順

本稿で調査の対象とした資料と使用したテキストは次の通りである。

A 「仮名貞観政要」……宮内庁書陵部蔵文禄四（一五九五）年釈梵

舜写五冊本（以下略称「梵舜本」）の紙焼写真より加藤が作成した翻刻資料。疑問の生じた場合紙焼写真に戻って確認した。また必要に応じて慶応大学斯道文庫蔵江戸時代前期写十冊本（以下略称「斯道文庫本」）の紙焼写真を参照した。

貴重な所蔵資料の紙焼写真を頒布いただいた宮内庁書陵部、慶応大学斯道文庫の関係各位に感謝申し上げます。

B「妙一記念館本仮名書き法華経」……中田祝夫氏編『妙一記念館本仮名書き法華経』翻字篇（平成元二一九八九）年佛乃世界社刊）。

C「かながきろん」……川瀬一馬氏編『かながきろん』（安田文庫叢刊第一篇、昭和十一一九三五）年安田文庫内川瀬一馬氏発行）。

また、AとCに対する原典としてはそれぞれ次の資料を用いた。

Aの原典……原田種成氏校注『貞観政要上・下』（新釈漢文大系、昭和五三一九七八）年明治書院刊）の原文。ただし校異欄を参照して「仮名貞観政要」の原典とされる「写字台本」系の本文にない部分や相違のある部分は「写字台本」系の本文に従う。

Bの原典……法華経普及会編『真訓両読妙法蓮華経並開結』（大正一三一九二四年平楽寺書店刊）。

Cの原典……川瀬氏編『かながきろん』頭注欄に付載されている原文。

調査の手順は次の通りである。

AとCの原典より、現行の漢文訓読法では再読される用法に立っている再読文字を含む一文（又は句）を抜き出す。そのため鈴木氏の言う「連文」の場合で「応当」など「当」字をマサニ

と訓じ「応」字をベシと訓するような例や、被使役者（ヨシテの）に当たる名詞）が現われない使役の場合の例などは除外する。

その部分に対応するAとCの資料の仮名書きされた部分を抜き出し、どのように訓読しているか確認する。

訓読法の差異によって用例を分類・集計する。

このうち、現行の漢文訓読法では再読される用法に立っている再読文字」としたのは、やや曖昧ではあるが、Bの原典『真訓両読妙法蓮華経並開結』の訓読文が現行の訓読法には従わず、伝統的な古くからの訓読法を残しており、AおよびCの原典が有する返り点や付載する訓読文とは条件が異なっているため、その条件差をなくすべく、AおよびCの原典にBの原典を合わせる必要があり、このようにしたものである。

三、「妙一記念館本仮名書き法華経」の調査結果

本稿の主たる考察対象である「仮名貞観政要」については最後に考察することとし、先に比較対象である「妙一記念館本仮名書き法華経」および「かながきろん」の調査結果について順次考察したい。

「妙一記念館本仮名書き法華経」は中田祝夫氏により紹介され（前掲中田氏編『妙一記念館本仮名書き法華経』影印篇上下、昭和六三

二九八八」年、翻字篇平成元(二九八九)年、その書写年代は鎌倉時代中期、成立は鎌倉時代初・中期であろうと推定された。また野沢勝夫氏は「妙一記念館本仮名書き法華経小考」その成立時代を中心として「(中田祝夫氏編『妙一記念館本仮名書き法華経』研究篇平成五(一九九三)年佛乃世界社刊所収)において「聞きたまふ」と「聞きたまふる」など七つの項目について元徳二(一一三三)〇年書写の識語を持つ「足利本仮名書き法華経」と比較し、「妙一記念館本」の成立が「足利本」に先立つであろうことを推定している。「仮名貞観政要」は所伝では鎌倉時代初期に菅原為長が北條政子の求めに応じて和訳したものとされており、筆者も拙稿(注一に同じ)において「仮名貞観政要」の増補部分について考察し、その所伝の信憑性を強化する結論を得た。本稿では「仮名貞観政要」と成立時期に近い仮名書き資料の一つとしてこの「妙一記念館本仮名書き法華経」を比較対象に採り上げることにした。

「妙一記念館本仮名書き法華経」の調査結果は次の(表一)の通りである。

(表一)

| 文字 | 用例の種類 | 用例数 | 小計 |
|----|------------------|-----|-----|
| 当 | マサニ了ベシ(再読形式) | 二九一 | |
| | マサニ了ム | 四 | |
| | マサニ了命令形 | 一 | |
| | 音読(左傍訓意訳一例*aを含む) | 三 | 二九九 |

| | 宜 | 須 | 応 | 将 | 未 | 使 | 令 | 教 | 遣 | 合計 | | | | | | | | | |
|--|--------------|---------------|-----|---------------|-------|--------|------------|----------------------|-------------|------|--------------|----------|-------------------------|------|----------|--------------|-----------|-----|---|
| | ヨロシクベシ(再読形式) | スベカラクベシ(再読形式) | ベシ | マサニ了ムトス(再読形式) | マサニ了ム | マサニ了ベシ | イマダズ(再読形式) | 音読(左傍訓イマダズ、推定一例*b含む) | 音読(左傍訓意訳*c) | 音読のみ | ヨシテ了シム(再読形式) | ヨツカヒテ了シム | ヨシテ了シム(再読形式、誤写推定一例*d含む) | ヨシシム | ヲオシヘテ了シム | ヲシテ了シム(再読形式) | ヲツカハシテ了シム | 六六八 | |
| | 八 | 一 | 一 | 二 | 三 | 一 | 九三 | 二六 | 四 | 六 | 一 | 六 | 二六 | 二六 | 一〇 | 一 | 一 | 二 | 二 |
| | 八 | 六 | 一〇五 | 一〇五 | 六 | 七 | 一五五 | 七〇 | 一〇 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 一〇 | 一〇 | 二 | 二 | 二 |

(表一)の注記

- * a 本行「当来」に右傍訓「たつらい」、左傍訓「のちのよ」。
- * b 本行「未曾有」に右傍訓「みそろう」、左傍訓「いまたむかしも」とあり、「あらざる」を略したものと推定。
- * c 本行「未来」に右傍訓「みらい」、左傍訓「のちのよ」、二例。本行「未来」に右傍訓「みらい」、左傍訓「すへのよ」、二例。本行「未来世」に右傍訓「みらいせ」、左傍訓「のちのよ」、二例。
- * d 本行「無量阿僧祇のひとをしは(す)て」の誤写と推定、阿耨多羅三藐三菩提心をおこさしめ。

(表一)より、「妙一記念館本仮名書き法華経」において各再読文字がどれくらい再読形式によって訓み下されているかを百分比(小数点以下第二位四捨五入)で示すと次のようになる。

- 「当」……九七・三%(音読例を除くと九八・三%)
 - 「宜」……一〇〇・〇%
 - 「須」……一六・七%(「不須」の例を除くと五〇・〇%)
 - 「応」……〇・〇%
 - 「将」……三三・三%
 - 「未」……六〇・〇%(音読例を除くと二〇〇・〇%)
 - 「使」……八五・七%(動詞訓を除くと二〇〇・〇%)
 - 「令」……九八・六%
 - 「教」……〇・〇%(ただし全用例とも動詞訓)
 - 「遣」……五〇・〇%(動詞訓を除くと二〇〇・〇%)
- 「この結果を見ると、音読されている例を除けば、「当」「宜」「未」についてはほとんどが再読形式に従って訓み下されている。逆に

「応」字は全てが単に助動詞ベシと訓み下されている。これは小林氏のいう鎌倉時代以降の訓読状況であると言える。一見この推定に反すると思われる、再読形式が低い割合を示す「須」「将」についても、「須」は「不須」という否定形では全てベカラズと訓じられており、否定の場合は意味的に再読形式にはなりにくいと考えられるため、比率が下がったのではないかと考えられる。また、「将」は結びにム三例とベシー例があるが、小林氏も前掲論文二節の「註2」で「平安中期以後にも非再読の例が見えている」として、「1」「将」「イ副詞マサニと訓んで助動詞ムを補読する。(口八)より多い(口は「ムトスを補読する」例、八は「打消して結ぶ」例、加藤補)と言及している。「将」字についてはこのように非再読の用例がやや後まで見られるということであろう。ただし補読語としてベシを採用する用例は珍しいようであり、大坪氏前掲書が「石山寺蔵瑜伽師地論初期点巻二一」から一例を引いている(同書二八〇頁、注三)程度である。村上氏が保留した「未」字の再読についても、音読例以外は全て再読形式に従っており、少なくとも本資料成立時点までに、仏家点では、「未」字の再読が一般的になっていたことを推定させる。

また、使役形の再読文字「使」「令」「教」「遣」については、動詞として訓じている例を除けば、ほとんどが再読形式に従って訓み下されている。これは小林氏のいう平安中期以後の訓読法である。ただし訓み下してしまった形ではシムが再読部分であるのか補読語で

あるのかは不明であるため、仏家点形式由来なのか博士家点形式由来であるかを確定することはできない。

以上から、この「妙一記念館本仮名書き法華経」については、本資料成立時期と併行した、鎌倉時代の再読文字の訓読状況をほぼそのまま反映しているものと認めることができる。

四、「かながきろんご」の調査結果

「かながきろんご」は川瀬一馬氏により安田文庫叢刊第一篇として翻刻・紹介された。川瀬氏によれば、室町時代中期の書写（第三冊のみ江戸時代に入ってから原本を忠実に模写したもの）であり、

之を現存の論語古注本と対照すると、本書は、義疏を混入しない純粹の集解本に據つて、書き下しとしたものであつて、其の読み方には、稍音讀を多く交しへてゐる傾向がある點から察して、五山僧が若しくは其の關係者の手になつたものではあるまいかと推察されるのである。他に類本がないから、本書のみに就いて室町時代一般の論語の發音通りの読み方を論ずる事は、稍早計であらうが、多少個人的な讀みくせを含むものとしても、他に多く残存する同時代の訓點本を参照して之を見るに、大體に於いて其の當時の論語の読み方が、本書に表記されてゐる様なものであつた事は十分に言へると思ふ。（同書「假名書論語解題」六頁）

としている。

これに対し、坂詰力治氏は、『かながきろんご』について「室町時代語資料としての考察」（近代語学会「近代語研究」編集委員会編『近代語研究』第五集、昭和五二（一九七七）年武蔵野書院刊、所収）において本資料の訓法を大東急記念文庫蔵論語集解建武本の室町期補加の別訓と比較し、「撥音化による訓読表記」など五種類の

室町時代の特徴的な訓法表記に関しては、ほぼ一致を見ることが出来る（同書四五頁）

ものの、詳細に見ると相異もあり、その相異のうち建武本の

清原家の訓法を伝える清原頼元・良兼訓と一致するもの（具体例別掲）が相当多くみられるところを考え合わせると、本書が「五山僧が若しくは其の關係者の手になつた」ものとしても、本書の「論語」の訓法が表記面において、特に時代的な特徴を顕著に示してはいるものの、そこには、博士家で伝承せられた固定化した訓読法が、一方において相当踏襲せられていることを理解するのである（同書五〇頁）

とし、室町時代の訓法と博士家の伝統的な訓法とが混在しているものとしている。

本稿では、室町時代成立というやや時代が下る資料ではあるが、「妙一記念館本仮名書き法華経」が仏典の仮名書き資料であるのに対し、「仮名貞観政要」と同じ漢籍の仮名書き資料であることから、比較対照のための資料として調査の対象とした。

「かながぎろん」の調査結果は次の(表二)の通りである。
(表二)

| 文字 | 用例の種類 | 用例数 | 小計 |
|----|--|-----|----|
| 将 | マサニ(セントス(再読形式)) マサニ(イツレカ)ン | 一〇 | 一一 |
| 未 | イマダ(ズ(再読形式)) イマダ(ジ) | 一九 | 二二 |
| 猶 | 音読(「未可」を「びか」と音読) ナホ(ノゴトシ(再読形式)) ナホ(ガゴトシ(再読形式)) | 七 | 九 |
| 使 | ヨシテ(シム(再読形式)) | 四 | 四 |
| 合計 | | | 四六 |

現存する「かながぎろん」は論語全体の約三分の二の分量の書き下しであり、「妙一記念館本仮名書き法華経」よりもとの分量が少ない。かつ使用された再読文字の種類もわずかに四種であり、使用頻度も低く、用例数はわずかであった。

さて、(表二)より、「かながぎろん」において各再読文字がどれくらい再読形式によって訓み下されているかを百分比(小数点以下第二位四捨五入)で示すと次のようになる。

「将」……九〇・九%
 「未」……八六・四%(音読例を除くと九五・〇%)
 「猶」……一〇〇・〇%

「使」……一〇〇・〇%

これより、「猶」「使」が全て再読形式になっていること、「将」および音読例を除けば「未」も、九〇%以上が再読形式になっていることがわかる。

「将」のは「子将奚先(子路第十三の三)」を「しまさにいづれをかさきんせん。(巻七、二六才)」と訓読しているもので、疑問詞疑問文という文型により「ムトス」という結びにならなかったものと考えられる。また「未」のは、「未有、小人而仁者也(憲問第十四の七)」を「いまたあらし、せう人にしてじんあるものは。(巻七、三二ウ)」と訓読しているもので、推量の意を残し断言形を避けるように「ジ」で訓じたものらしい。この辺り、必ずしも同一文字に同一訓を充てるような形式的訓読には成りきっていないという感があり、坂詰氏のいう「博士家で伝承せられた固定化した訓読法が、一方において相当踏襲せられている」ことの一端を示すものと言えよう。

しかしながら、全体としては再読文字はほぼ再読形式によって訓み下されており、先の「妙一記念館本仮名書き法華経」と共通する「将」「未」「使」についても再読形式による訓読の比率が上昇している。よって少なくともこの二つの資料の調査結果からは、仮名書き資料においても再読文字の再読形式による訓み下しが時代が下るとともに確立し、より一般化していることが確認できる。

なお、かなり時代が下るので直接関係することではないが、村上

氏の保留した平安時代初期から院政期までの「未」字の再読に關して、本資料の状況から、遅くとも室町時代中期までには漢籍の訓読においても再読が一般化していたことがつかがわれる。

五、「仮名貞観政要」の調査結果

「仮名貞観政要」の調査結果は次の(表三)の通りである。
(表三)

| 文字 | 用例の種類 | 用例数 | 小計 |
|----|---|---------------------------------------|----|
| 当 | マサニ ^レ ベシ(再読形式) ベシ(助動詞訓のみ) ム(助動詞訓のみ) その他(「当」不 ^レ で「ジ」と訳す) 意識(直訳とは考えられないもの) 和訳無し(当該部分の和訳が欠けているもの) | 八 一五(四)* 一(一) 一 一〇 一六 | 五一 |
| 宜 | ヨロシク ^レ ベシ(再読形式) スベカラク ^レ ベシ ベシ(助動詞訓のみ) 命令形 その他(副詞「スベカラク」のみ) 意識 和訳無し | 一一 一 二二(七) 一 一 一 一五 | 六一 |

| 須 | 應 | 合 | 方 | 且 | 正 | 將 |
|---|------------|--------------------------|------------|---|---|---|
| スベカラク ^レ ベシ(再読形式) ベシ(助動詞訓のみ) 意識 | 和訳無し 意識 | 和訳なし ベシ(助動詞訓のみ) 意識 | 和訳無し 意識 | ム(助動詞訓のみ) その他(「且」不 ^レ で「ジ」と訳す) 意識 | ムトス(結び部分の訓のみ) マサニ ^レ ムトス(再読形式) マサニ ^レ ム | マサニ ^レ ベシ ムトス(結び部分の訓のみ) ム(助動詞訓のみ) ベシ(助動詞訓のみ) マサニ(副詞訓のみ) 意識 和訳無し |
| 一一(一) 二四(九) | 一四 一 | 四 四 三 六 | 一 六 | 一 一 一 | 一 一 一 一 一 三 | 一三 二七 二(一) 二(一) 二(一) 一 一 一 |
| 六〇 | 八 | 九 | 一 | 三 | 一 | 八一 |

| 未 | 猶 | 盍 | 使 |
|--|---|---|--|
| イマダゝズ（再読形式） イマダゝジ イマダゝナシ サラニゝナシ ズ（助動詞訓のみ） ジ（助動詞訓のみ） ナシ（形容詞訓のみ） 意識 和訳無し | ナホゝノゴトシ（再読形式） ノゴトシ（結び部分の訓のみ） ガゴトシ（結び部分の訓のみ） 意識 和訳無し | ナンゾゝザル（再読形式） ヲシテゝシム（再読形式） ヲ以テゝシム ヲシテゝス シム（助動詞訓のみ） その他（ゝ）ヲシテのみ） 意識 和訳無し | 三六（三） 二 一 一 三三（六） 一 二（二） 三五 六三 |
| 七六 | 一七三 | 二〇 | 一 |

| 令 | 遣 | 合 計 |
|---|----------------------------|--|
| ヲシテゝシム（再読形式） ヲシテゝ他動詞 ニ命ジテゝシム シム（助動詞訓のみ） その他（ゝ）ヲ以テゝシム、ヲシテゝシム 意識 和訳無し | ヲシテゝシム（再読形式） 意識 和訳無し | 一一 一 一 三（二） 二 二八 八 二 三 五 六〇四 |

（表三）の注記

* 用例数のうち、（ ）内の数は、その用法の用例数の中で「意識」とも考えられるものの数を示している。例えば「当」の 二では二五例の中で四例は「意識」の用例とも考えられるといつことを示す。以下同じ。

集計結果に関して、まず、先に見た「妙一記念館本仮名書き法華経」と「かながきろんこ」には見られなかった「用例の種類」である。「意識」および「和訳無し」という項目について説明する必要がある。

「妙一記念館本仮名書き法華経」と「かながきろんこ」は原則として原典漢文をそのまま逐字訳的に訓み下し、仮名書きにした資料である。表記上は「仮名書き」であっても、それを読み取る段階では、原漢文に訓点や送り仮名を施して訓み下し方を指定した訓点資料と大差がない。これらに対し、「仮名貞観政要」は原典漢文をそのまま

逐字訳的に訓み下したのではない。そのような部分も含まれていないわけではないが、大部分は原典漢文の主旨を伝えれば良しとする意識的な方法で和訳されている。また、不要と判断すれば原典漢文の一部を省略し、全く訳さないこともある。

以下、短章を一つ採り挙げて具体的にその和訳方法の実際を示す。なお、引用文中の記号（a、 など）と傍線は加藤が加えたものである。

原典漢文（巻第六論悔過篇第二十四、第一章）

貞觀二年、太宗謂房玄齡曰、為人大須學問。朕往為群兇未定、東西征討、躬親戎事、不暇讀書。此來四海安靜、身處殿堂、不能自執書卷、使人讀而聽之。君臣父子、政教仁義之道、竝在書内。古人云、不學牆面。莅事惟繁。不徒言也。却省少小時行事、大覺其非。（原田氏校注本下巻五一四頁、注四）

原典訓み下し文

貞觀二年、太宗、房玄齡に謂ひて曰く、人と為りては大いに須く學問すべし。朕、往に群兇未だ定まらざるが為めに、東西征討し、躬、戎事を親らし、書を讀むに暇あらず。此來、四海安靜、身、殿堂に處るも、自ら書卷を執る能はず。人をして讀まして之を聽く。君臣父子、政教仁義の道、竝びに書内に在り。古人云ふ、學はされは牆面す。事に莅みて惟れ繁なり、と。徒言ならざるなり。却つて少小時の行事を省み、大いに其の非なるを覺ゆるなり、と。（同前）

仮名貞觀政要（巻六、アヤマチヨクユルコトヲ論スル篇第廿四、第一章）

貞觀二年二、太宗、房玄齡ニカタテ、ノタマハク、「人タラムモノ、ヲホキニスヘカラク學問スヘシ。朕、ムカシ、四方ヲ征シ、群兇ヲサタムルヲ事トシテ、書ヲヨムニイトマアラス。コノコト、一天シツカニシテ、身、殿堂ニヨリ。ミツカラ書卷ヲヨマストイヘトモ、人ヲシテヨマセテ、コレヲキク。君臣ノマツリコト、父子ノ礼、仁義ノミチ、忠烈ノ功、シカシナカラシルシテ、書ノウチニアリ。ヨテ、ムカシノアヤマリヲ、シリソケアラタメテ、書籍ノ道理ニシタカハントス。」（第三冊、三八ウ、注五）

原典漢文の（およびその逐字訳の訓み下し文の、以下同じ）a部分は、「仮名貞觀政要」の和訳では、のように、「為人」の部分が現行の訓み下しと異なるものの、原文に従いほぼ逐字訳的に訓み下されている。原典のd部分も同様に、のようにほぼ逐字訳的に訓み下されていると言えよう。しかしながら、原典のb部分に該当する部分は、「躬親戎事」の部分省略して訳さず、また「未だ定まざるが為に」に該当する意味を捨象している。全体としてb部分の意味の主旨は伝えられているが、逐字訳ではなく、「意識」とするしかない。これはf部分に該当する、和訳部分でも同様である。さらに、原典のe部分は和訳では該当するものがなく、訳出されていない。こついつい場合を「和訳無し」とした。逆に和訳の、の部分

「忠烈ノ功」に該当する原典本文はなく、この部分は訳者によって増補されたものと言える。(ただし増補した部分は本稿の調査対象としては挙がって来ないので直接関係はない。)

このように、「仮名貞観政要」では、逐字訳ではなく、意訳や抄訳、増補訳を交えた、極めて自由な和訳がなされているのである。そのため、再読文字の訓読状況の調査結果についても、先に見た「妙一記念館本仮名書き法華経」「かながきろんこ」に比べ、より慎重で多角的な観点からの検討が必要とされる。以下、節を改めて、この調査結果について考察を試みたい。

六、「仮名貞観政要」における再読文字訓読状況についての考察

「仮名貞観政要」の全用例のうち、「意識」の例は全部で一七一例(二八・三%)、「和訳無し」の用例は全部で一六四例(二七・二%)ある。この二つの用例を除いたうえで、先の二資料と同様に「仮名貞観政要」において各再読文字がどれくらい再読形式によって訓み下されているかを百分比(小数点以下第二位四捨五入)で示すと次のようになる。

- 「当」……三三・〇%
- 「宜」……三三・四%
- 「須」……三三・四%
- 「意」……「意識」「和訳無し」のみで他の用例なし。

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------------------|---------------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|---------------------------|------------|-------------|--|
| 「合」……〇・〇% | 「方」……「和訳なし」のみで他の用例なし。 | 「且」……〇・〇% | 「正」……〇・〇% | 「将」……七・三% | 「未」……四八・〇% | 「猶」……七・一% | 「盡」……一〇〇・〇% | 「使」……三五・三% | 「令」……六一・一% | 「遣」……一〇〇・〇% | 「意識」「和訳無し」を除くと用例がない「心」「方」、およびもと用例が少なかったり、用例がわずかしか残らない「合」「且」「正」「盡」「遣」については、この比率から個々の文字の訓読状況に関して何かを推定するのは困難である。比較的用例数の多い「当」「宜」「須」「将」「未」「猶」「使」「令」について先の二資料と比較してみると次のようになる(空白部分は用例なし)。 |
| 「文字」 | 仮名貞観政要 | 妙一記念館本かな書き法華経 | かながきろんこ | 「将」……七・三% | 「須」……三三・四% | 「宜」……三三・四% | 「当」……三三・〇% | 「意」……「意識」「和訳無し」のみで他の用例なし。 | 「須」……三三・四% | 「宜」……三三・四% | 「当」……三三・〇% |

| | | | |
|-----|-------|---------------|--------------|
| 「未」 | 四八・〇% | 一〇〇・〇% (除音読例) | 九五・〇% (除音読例) |
| 「猶」 | 七・一% | | 一〇〇・〇% |
| 「使」 | 三五・三% | 一〇〇・〇% (除動詞訓) | 一〇〇・〇% |
| 「令」 | 六一・一% | 九八・六% | |

他の二資料と比較して、「仮名貞観政要」における再読文字の再読形式による訓読の比率は低い。最も再読形式の比率が高い「令」でも六一・一%であり、全体としては再読形式でない場合の方が多い。再読形式でない場合を(表三)で検すると、単に助動詞「將」の場合合はムトス、「未」の場合はナシ、等も)のみに訓ずる場合がもっとも多く、次に後に定式化した再読形式ではない組み合わせによって訓ずる場合が続く。単に副詞のみに訓ずる場合は少なく「宜」の一例と「將」の二例のみである。これは小林氏・村上氏の述べた平安時代中期から院政期の訓読状況に近いと言える。

「仮名貞観政要」の成立は所伝では鎌倉時代初期である。当時の再読文字の訓読法に従えば、少なくとも逐字訳的な部分については、もっと再読形式による訓み下しが行なわれていてもよいはずである。しかるにこのようにそれよりも古い時代の状況に近いのはなぜだろうか。この理由としては二種類の仮説が考えられる。

一つは「仮名貞観政要」の和訳において、鎌倉時代初期の訓読法ではなく、もっと古い時代の訓読法によって和訳がなされたという仮説である。「仮名貞観政要」は博士家の一つ、菅原家の学儒菅原為長によって和訳されたと伝えられている。小林氏は、仏典の訓読法

と漢籍の訓読法には種々の相違点があることを報告し、その原因を佛書の訓法が一般に史的變遷に基く新しい訓法を反映し易いものであるのに對して、漢籍では、古い時代の訓法(平安初期か)を伝える面が強い為である(菅原謙倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究、昭和四二―一九六七年東京大学出版会刊、三三九頁)

と推定した。菅原家等博士家で伝統的な訓読法が尊重された可能性はあろう。しかし、こと再読文字の訓読法に関しては、第一節で要約して紹介した小林氏の報告を繰り返すことになるが、「令」や「使」などの表記の方式を除いて、仏家点および博士家点において再読文字の訓法について相違があるとの言及はない。また小林氏は、前掲書『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』の「第一章漢籍訓読語の性格」において、鎌倉時代の漢籍「群書治要古点」の訓法を同時代の仏書「教行信証古点」および南北朝期の仏書「倭点法華經」の訓法と比較しているが、それでも漢籍・仏書に共通する訓法として「未」「須」「当」「將」「宜」といった文字の再読が挙げられている(同書四六四頁)。やはり鎌倉時代以後は仏家・博士家ともに再読文字は原則として再読により訓読していたと見るしかない。

よって、「仮名貞観政要」において再読形式による和訳の比率が低くなっていることを、単に博士家で伝統的な訓法が尊重されたためであると見る仮説には従い難くなる。

もう一つは、「仮名貞観政要」が原典の直訳つまり逐字訳ではなく、啓蒙的観点から意訳・抄訳・増補訳などを用いて多様に和訳されたものであるため、再読形式という直訳的な訓読法が直訳の場合ほど充分には入り込むことができなかつたという仮説である。

「仮名貞観政要」は北條政子の依頼により和訳されたと伝えられており、訳者菅原為長が北條政子のようなあまり漢学の素養のない女性にも理解しやすいように、種々工夫を加えて和訳したことは、充分に考えられるところである。実際に再読文字が関係する部分の用例だけについても、「意訳」が二八・三%、抄訳に当たる「和訳無し」が二七・二%、それぞれ存在していたわけであり、「仮名貞観政要」の和訳文が単純な逐字訳による訓み下し文のみからなっているのではないことは具体的に前述した通りである。

「仮名貞観政要」が北條政子のような女性のために書かれたとすると、原典の漢文はどつであるかと、翻訳した仮名文としてだけ読んで理解しやすければよいと、原典の漢文に再読文字が使用されていても、仮名文としてはどうしても再読形式に従って訳さなければならぬということではなかつたのではないか。例えば、「未」は比較的再読形式に従って和訳される比率が高い文字であるが、この「未」字の使用された部分を和訳する場合も、

原典漢文（巻第一 君道篇第一、第一章）

詹何曰、未聞身理而國亂者。（原田氏校注本上巻三二頁）

原典訓み下し

詹何曰く、未だ身理まりて國亂るる者を聞かず、と。（同前）

詹何カイハク、イマタ身ヲサマリテ國ミタル事ヲキカス、トイウ。（第一冊、三ウ）

のように、「まだ〜しない（したことがない）」といった意味の場合には副詞部分「イマダ」も加えて訳す必要があるが、単に否定するだけの場合、例えば

原典漢文（巻第一 政體篇第二、第五章）

若詔敕領下、有未穩便者。必須執奏。（原田氏校注本上巻六五頁）

原典訓み下し

若し詔敕領下し、未だ穩便ならざる者有らば、必ず須く執奏すべし。（同前）

仮名貞観政要（巻一、政體篇第二、第四章）

勅宣ヲアカテ、クタサムニ、穩便ナラサル事アラハ、ヨノヲ、奏スヘシ。（第一冊、十二ウ）

のような場合には、単に「ズ（ザル）」だけでよく、副詞部分「イマダ」を加える必要はないわけである。このような場合にまで「イマダ」を加えるのはむしろ原典漢文の意味を誤って伝えることになるとも言える。このように考えると、先の仮説よりこちらの仮説の方が可能性が高いと言えそうだ。

以下、「仮名貞観政要」で、原典漢文の再読文字を和訳するに当た

り、女性にも理解しやすい仮名文を意図したことがうかがわれる用例を二三示し、この推定を強化する根拠としておく。

原典漢文(巻第二納諫篇第五、第三章)

東都未有幸期、即令補責。(原田氏校注本上巻二六五頁)

原典訓み下し

東都は未だ幸期有らざるに、即ち補責せしむ。(同前)

仮名貞観政要(巻二、イサメ事ヲモチヅル篇第五、第三章)

今、陛下、東都二ノソミ給事、サラニソノ期ナシ。シカルヲヒ

キツクロハシム。(第一冊、五十一ウ)

これは「未」を「サラニ」ナシ」という和文脈系の用語の組み合わせによって和訳している例である。

原典漢文(巻第三論折言篇第七、第七章)

欲令百姓安樂、惟在刺史・縣令。(原田氏校注本上巻二〇六頁)

原典訓み下し

百姓をして安樂ならしめんと欲せば、惟だ刺史と縣令とのみに在

り。(同前)

仮名貞観政要(巻三、官ヲエラフ事ヲ論スル篇第七、第七章)

民ヲシテタノシメントラモハハ、州守・縣ノ令ヲエラフヘシ。

(第二冊、六ウ)

これは「令」を「シテ」シメ「楽しむ」の下二段活用他動詞形「注六」と訓じて、漢文訓読文専用の「シム」という助動詞を避けた例である。似た例に前節で引用した「巻第六論悔過篇第二十四、

第一章」の中の「使」を「人ヲシテヨマセテ」と「シム」でなく和文脈系の「ス」という使役の助動詞によって訓じた例もある。

なお、再読形式に従って和訳されている箇所は、文字の種類によって異なるものの、逐字訳の場合の七%から六〇%強の比率で存在した。これは「仮名貞観政要」成立時には、既にこれらの文字の再読による訓読法が存在し、しかもかなり一般化していたことを推定させる。なぜなら、もし当時こうした再読形式による訓読法が一般的なものではなく特殊なものであったとしたら、「漢字の素養の低い女性にも理解しやすい」和訳の方法として、これが採用される可能性は低いと考えられるからである。少なくとも上記のような比率で現われる以上、この形式が特殊なものであったとは考え難い。

結、本稿のまとめ

「仮名貞観政要」は、再読文字の再読が一般化した鎌倉時代初期に成立したと伝えられている。鎌倉時代初・中期成立とされる「妙一記念館本仮名書き法華経」と、室町時代中期成立とされる「かながきるんこ」では、再読文字が高い比率で再読形式によって訓み下されており、これはそれぞれが成立した時代の訓読法の変遷の状況とほぼ同じであった。これに対し「仮名貞観政要」では、原典で再読文字の存在する箇所が「意訳」されたり「抄訳」されたりする場合がかなり多くあり、直訳(逐字訳)されていると考えられる場合に

限っても再読形式によって訓み下される比率は低かった。

この結果は、「仮名貞観政要」が所伝よりも古い時代の訓読法によって訓読されたためだと考えなかった。そうではなく、「妙一記念館本仮名書き法華経」と「かながきろん」がほぼ原典漢文の通りに逐字訳的に訓み下されているのに対し、「仮名貞観政要」は啓蒙的に「意識」「抄訳」され、直訳的に訓み下すにしても、原典漢文に関わらず仮名文として理解できればよしとする極めて自由な態度で和訳されていた。そのため、必ずしも原文直訳的に再読文字を再読形式に従って訓み下す必要がなく、再読形式による読み下しの比率が先の二資料と比べて低率となっているのだ、と推定した。

以上、「仮名貞観政要」は、その和訳態度の独自性により、同時代の他の仮名書き資料と異なる訓読状況を示していることがうかがわれた。今後別の観点からも調査を行ない、本資料について、その特徴・性格をさらに解明して行きたい。

注

- 一、「仮名貞観政要」の詳細については拙稿「仮名貞観政要における増補部分」(『帝塚山学院大学研究論集「文学部」』第三七集、平成一四二〇〇二年一月)に、特にその第一節「貞観政要(原典)概説」および第二節「仮名貞観政要概説」を参照していただきたい。
- 二、大坪氏はこれ以前に「小川本願経四分律古点」(『訓点語と訓点資料』別刊第一、昭和三三二九五八年一月)で既にこの種の用例を報告している。これに対し小林氏は、「再読字の訓読史」『當』字を例として、

(『鎌田正博士八十寿記念漢文学論集』平成三二一九九一年大修館書店刊所収)において再検討し、「二様の訓法が重なったと見る余地がなくもない(五五一頁)」「原本では『當』は69行目の行末にあり、この行末と70行目の行頭とが汚損しているので、『に』のヨコト点の扱いは慎重にしなければならぬ(五五四頁)」『當』布現⁽³⁾』という2の訓法と、『當』布現⁽³⁾』という1の訓法とが重なったと見る余地もある(五五五頁)』などとし、「若しこの三例が再読されたものとすれば、平安初期の例となる。しかし、三例ともそれぞれの訓点資料における、『當』の諸訓法の中の孤例であり、平安初期の訓点資料における、多量な『當』の用例の中の少数例であるから、例外的なものであり、一回限りの用法と見られる(同前)」と述べて、「平安初期(九世紀)までは未だ再読よみが成立したと見られる確例はなくて、一訓か不読であった(五六五頁)」と最終的に結論は変更しなかった。

三、なおこの「将」字を「マサニ」ベシ」と訓み下しているのは法華経巻一方便品第二の「増上慢比丘、将墜於大坑」という部分であるが、該当部分の「将」字は、『真訓両読妙法蓮華経並開結』の訓み下し文や坂本幸男氏の担当した岩波文庫本『法華経(上)』(昭和三七二一九六二年岩波書店刊)の漢訳部分の訓み下し文でも「マサニ」ベシ」という再読形式になっており、法華経における伝統的訓法が現代にまで脈々と受け継がれていることがわかる。

- 四、「貞観政要」原典本文・訓み下し文の引用に関して、漢字の字体を通用の字体に改めたものがある。また原文には返り点が入り込められているが、訓み下し文を後掲することから、印刷の便宜を考慮してこれを省略した。
- 五、「仮名貞観政要」本文の引用に関しては、漢字の字体を通用のものに改め、変体の片仮名を現行のものに改めた。また私に引用符および句読点を加えた。なお、引用箇所を第三冊、三八ウ(『梵舞本』第三冊の三十八丁の裏)などとして示す。
- 六、下二段活用他動詞形の「衆しむ」については、中田祝夫氏が、本論文の二節で掲げた「妙一記念館本仮名書き法華経」影印篇下巻(昭和六三一一

九八△年佛乃世界社刊)の中の「妙一記念館本『仮名書き法華経』略解
説」二七～二八頁で用例を紹介しその意味等について考察を加えている。